

令和3年4月1日施行

愛媛県特殊詐欺等撲滅条例

特殊詐欺等の被害から県民を守るために、

○被害の防止に関する基本的施策等

- ・県による必要な広報・啓発活動の推進
- ・県による県民等の自主的な活動の支援
- ・県による青少年の育成に携わるものに対する支援
- ・県による特殊詐欺等の発生状況等の情報提供
- ・県民による警察官への通報等、適切な措置の推進
- ・県による特殊詐欺等の被害者等に対する支援

が定められています。



特殊詐欺等を撲滅するために、

○建物の貸付け等に係る規制

- ・特殊詐欺等に利用されるおそれがある場合の建物の貸付けや宿泊施設の提供を禁止
- ・契約時に特殊詐欺等での利用でないとの確認を規定

○個人情報の提供等に係る規制

- ・特殊詐欺等に利用されるおそれがある場合の個人情報、個人データの提供を禁止

○特殊詐欺等への加担防止のために必要な規制

- ・業務その他正当な理由による場合を除き、特殊詐欺等の用に供する特定の手引書等を個人情報等と共に所持等することを禁止
- ・公共の場所等において、正当な理由なく、国等が発行する身分証明書に係る偽造品を携帯することを禁止
- ・特殊詐欺等をするように勧誘・強要することを禁止

などの必要な措置が定められています。



愛媛のみんなの

えがお

愛顔を守るためにできました！

